

産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領 改正の概要

1 許可申請等に係る取扱いについて

以下の内容について、改正を行いました。

- ① 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類である「講習会修了証の写し」について、原本の確認を不要にしました。
- ② 申請書及び届出書の副本について、受付後に申請者及び届出者に返却することにしました。
- ③ 積替え保管を含む収集運搬業の許可申請について、添付書類である「積替え保管の場所の公図の写し」の内容を明確にしました。また、「産業廃棄物収集運搬業 積替え保管の基準適合チェックリスト」（別紙11）を追加しました。

2 その他

要領記載の一部内容について、表現を明確にする改正を行いました。

【施行期日】

令和4年4月1日